



発行  
東京都

目次

82

告示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…

告示

●東京都告示第七百四十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習（以下「第二型研修等」という。）を次のように指定する。

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の 公益財団法人全国生活衛生営業指導  
主催者の名称及 センター
- 二 受講対象者

所在地 港区新橋六丁目八番二号  
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者

- 三 申込受付期間
- 四 受講料

- (一) へき地離島に居住する者
  - (二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者
- 平成二十八年十月十七日から同年十月十五日まで
- (一) クリーニング師の研修 五千元
  - (二) 業務従事者に対する講習 四千元  
五百円

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001